

第4回 東京地方裁判所 執行官室と 東京三弁護士会 民暴連絡協議会との 協議会報告

※本レポート内の数値は、この協議会が開催された2006年5月現在のものである。

2006年5月24日、東京地方裁判所にて、東京地方裁判所民事第21部、東京地方裁判所執行官室及び東京三弁護士会民暴連絡協議会との協議会が開催された。出席者は東京地裁民事第21部の齋藤隆判事、瀬戸口壯夫判事、東京地裁執行官室綾部弘執行部長、菊永充彦不動産副部長と東京三弁護士会民暴委員である。

当日は、民暴事例取り扱いの視点から、改正後民事執行法の収益執行や、警察への臨場要請について、判事・執行官との興味深い議論が交わされた。

以下、当日の議論の概要を報告する。

民事介入暴力対策特別委員会委員
望月 克也



1 民事執行法改正後の運用状況 (特に収益執行の活用について)

裁判所から2004年4月1日施行の新設の諸制度について、概ね以下のような説明がなされた。

財産開示手続や扶養義務等にかかる債権に基づく差押えについては比較的用いられているが、担保不動産収益執行については、2004年度の9カ月分が15件、2005年度が15件、2006年度は新受件数のゼロが続き、4月に入ってやっと1件が来たとのことであった。裁判所としては、制度の問題点とか、今後の運用の改善すべき点をいろいろ考えながら、使うことによってさらに制度の定着化を図っていききたいと思っているとのことであった。

執行官から、収益執行における執行官のノウハウについての報告がなされた。

その一部であるが紹介すると、執行官は強制調査権がない反面、現況調査のノウハウを使うなどして工夫

している。具体的には、朝早くや夕方の時間を活用したり、周辺住民や他の居住者の協力を得るというような方法を試みたことがある。物件の管理が悪くなると通常の賃借人がどんどん退去してしまい、物件がますます荒廃していくという悪循環に陥りがちとなる、という報告であった。

私の感想としては、弁護士としては、本来収益性が高い物件であるにもかかわらず暴力団関係者が入居する等して荒廃してしまった物件については、事後の適切な処理として収益執行の活用を検討してもよいと考えた。

2 債務者を特定しない不動産 占有移転禁止の仮処分について

まず、裁判所から動向等についての報告がなされた。

次に、第一東京弁護士会会員浅野貴志弁護士から、概ね以下のような事例報告があった。

7階建て、地下1階付きのビルの全フロアについて、それぞれ異なる暴力団組織が占拠をしていたため、競売事件において買い手が現れなかったという状況において、売却のための保全処分を活用して、最終的には執行官保管にしたという事案である。

ア 申立にあたっての占有状況の調査として現地調査を2回行なった。稼業の名刺の交付を受けたため、組織名だけは特定ができた。

なお、名刺を出した点は、暴力団側が立退料を期待している可能性があるので、立退料は支払わない方針であることをなるべく早く明言することにより、より迅速に不当要求を断念させることができるのではないかと指摘があった。

イ 占有移転禁止の保全処分を選択した理由は、1つは直ちに執行官保管の断行を行なうと著しい混乱が予想されるということ、もう1つは事前調査の段階で占有者を完全に解明することができなかったもので、保全処分手続により占有者を特定していく必要があったことの2点である。

ウ 複数の執行官による援助要請と併せて警察官の援助要請をし、執行補助者は相当多数を準備した。

私の感想としては、現地調査を相当入念に行なったことが印象的であった。特に、異なる組の組員が占有していたとのことで、心身ともにハードな現地調査であったと思われる。ある程度の経験を積んだ弁護士でないとなかなか効果的な調査はできないであろう。

委員会としてマンパワーの充実、及び先輩から後輩へのノウハウの移譲等の必要性を感じる報告であった。

民事執行法6条に基づく 警察上の援助

第二東京弁護士会会員平賀修弁護士より、警察に対する臨場要請について、暴力団関係者等が占有している不動産に関する占有移転禁止の仮処分執行ないしは建物明け渡しの執行をするという状況を想定した報告がなされた。

ア この種の事案においては、執行の段階でも執行官を通じて警察の援助を受けるのが一般的である

が、執行官からの具体的指示を待たずに申立人側が警察への警備要請をすることもある。この点についての考え方をお聞かせいただきたい。

また、警察が現場近くに待機するだけでなく、不動産内部に立ち入ることは、どのような場合に認められるのか。

イ 民事執行手続一般について、警察とか弁護士に対して何かご要望があれば、ご意見をいただきたい。

報告に対し、執行官から以下のようなコメントがなされた。

民事執行法6条に基づく警察上の援助の要否については、職務の執行に際し抵抗を受けるおそれがあるか否かという点を基準として考えている。執行官としても、職務の執行に際し抵抗を受けるおそれがあると考えられるときには、当然警察上の援助を受けて適正な執行をするという意識は持っている。したがって、申立人側として、警察上の援助の必要性が高い事案であると考えている場合には、執行官の職務の執行に際し抵抗を受けるおそれが高いことを示す具体的な事情を上申書に記載していただくとともに、その具体的な事情を裏付ける資料がある場合にはそれを提供していただくのが望ましい。

警察官に現場近くに待機していただくというのは、現場で何かあったときに執行官から警察上の援助を求めた場合に速やかに対応していただけるという面では、むしろ好ましいことではないかと考えている。

次に、警察が不動産内部に立ち入ることが認められるのはどのような場合かという点であるが、これも、職務の執行に際し抵抗を受けるおそれがあると判断される場合であると考えられる。

私の感想としては、民暴事件としては警察との協力体制が必須であるため、その点を執行官室にご理解いただけたのは収穫であったと思う。他方で、援助の必要性については、執行官も指摘されたとおり、単に暴力団員であるとか、組事務所である等の形式的な記載だけではなく、より具体的な危険性まで踏み込んだ上申書を作成する必要があるであろう。そのためにも、所轄警察署に相談に赴いた際に可能な限りで事情を聞く、当該組の性質については先輩弁護士からのアドバイスを受ける等の作業が必要となるであろう。